

がいこくじんとうろくしょうめいしょ

外国人登録証明書 のこと

へいせい ねん がつ にち てつづ しょうめいしょ こうふ しょうめいしょ
(平成24年7月8日 までに 手続きして もらった 証明書、または 交付された 証明書)

がいこくじんとうろくしょうめいしょ

○外国人登録証明書 とは

へいせい ねん がつ か はいし がいこくじんとうろくせいど つく
平成24年7月9日に 廃止された 外国人登録制度に もとづいて 作られた カードです。

へいせい ねん がつ にちいこう きかん つづ つか
平成24年7月9日以降 しばらくの 期間 続けて 使うことが できます。

がいこくじんとうろくしょうめいしょ つか きげん

○外国人登録証明書が 使える 期限のこと

げんざい も がいこくじんとうろくしょうめいしょ つかう さい たんじょうび
現在 持っている 外国人登録証明書を 使うことが できるのは、16歳の 誕生日まで
です。

あたらし とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ てつづ
新しい 特別永住者証明書を もらうための 手続きを して ください。

さいいじょう かた すで きげん き あたらしい かーど とくべつえいじゅうしゃ
16歳以上 の 方は 既に 期限が 切れていますので、すぐに 新しいカード (特別永住者

しょうめいしょ てつづ
証明書) の 手続きをしてください。

へんこう ひつよう

○変更に 必要なもの

あたらし かーど へんこう ひつよう
新しいカードに 変更する ときに 必要なものは 次の 3つです。

がいこくじんとうろくしょうめいしょ

① 外国人登録証明書

ばすぽーと

② パスポート

しゃしん まい 3 げついなき さつえい たて せんち よこ せんち

③ 写真1枚 → 3か月以内に 撮影し、縦4センチ、横3センチのもの

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

だいにんにん しんせい じぶん か ひと てつづ
 ○代理人が 申請するには（自分ではない 代わりの方が 手続きするには）

てつづ ほんにん しんせい ひつよう おな せたい さいいじょう
 手続きは、本人が 申請を する 必要が あります。ただし、同じ 世帯の 16歳以上の

しんぞく ほんにん いらい か しんせい
 親族は、本人からの 依頼があれば、代わりに 申請することが できます。

か ひと しんせい か じぶん だれ しょうめい
 代わりの方が 申請を するには、代わりの方は、自分が 誰であることを 証明する

うんでんめんきょしょう ばすぽーと ひつよう
 運転免許証、またはパスポート が 必要です。

うえ か じょうけん てつづ にのみやしやくしよ ほんちようしゃ ちか
 ※上に 書いている 条件で 手続きに いけない ばあいは、西宮市役所 本庁舎か、近く

ししょ き
 の 支所で聞いてください。

あくたにのみやすてーしょん サービスせんたー
 ※アクタ 西宮ステーション、サービスセンターでは

うえ か てつづ
 上に 書いてある 手続きが できません。

と あ さき
 (問い合わせ先)

にのみやしやくしよしみんか
 ・西宮市役所市民課

ろくたんじちよう
 六湛寺町10-3 0798-35-3104

なるおししよ
 ・鳴尾支所：

なるおちよう ちようめ
 鳴尾町3丁目5-14 0798-47-0101

かわらきししよ
 ・瓦木支所：

かわらばやしちよう
 瓦林町8-1 0798-67-5132

こうとうししよ
 ・甲東支所：

こうとうえん ちようめ
 甲東園3丁目2-29 0798-51-2681

せいかつの いろいろなこと (にのみやしの ばあい)

しおぜししよ
・塩瀬支所

なほしんまち しおせせんたー1かい
名塩新町1 塩瀬センター1階 0797-61-0521

やまぐちししよ
・山口支所

しもやまぐち ちようめ やまぐちせんたーかい
下山口4丁目1-8 山口センター1階 078-904-0395